

労働者派遣法改正法案の条文の誤りについて

職業安定局

平成 26 年 5 月 26 日

1. 誤りの内容

- 今国会に提出した労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第 56 号）において、「一年以下の懲役」とすべきところ「一年以上の懲役」としてしまったもの。

附則第 6 条（注：罰則の経過措置部分）

- 6 前二項の規定による処分に違反した者は、一年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(参考)

本項は、特定労働者派遣事業を経過的に存続させる間の行政処分に違反した事業主に対する罰則として、現行制度と同じ罰則（※）を規定するもの。

なお、「前二項の規定による処分」とは、特定派遣元事業主に対する 3 年間の経過措置期間における廃止命令（第 4 項）及び停止命令（第 5 項）のことである。

※ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 59 条の柱書き及び第 4 号を引用

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第十四条第二項又は第二十一条の規定による処分に違反した者

2. 誤りが生じた経緯

- 1月後半の立案作業の時点で、労働者派遣法の本則第59条と同内容の罰則を法律案の附則に転記するため、上記附則第6条第6項を規定。この段階から内容に誤りが生じていた。
 - ※ 特定労働者派遣事業の廃止に伴い、経過措置を設けることとしていたが、この期間中の罰則等の規定の仕方について、立案作業過程において変更があり、附則において書き下すこととなったもの。

- それ以後、立案作業の担当係による案文確認以外にも、次のような対応を実施。
 - ・ 局内のチェック
 - ※ 法案担当課の総括補佐以下の法令担当者、及び法案担当課以外の課の法令担当者によるチェック（ただし、後者は法制局から入念的にチェックを依頼された箇所に絞ってのチェック）
 - ・ 法制局による審査
 - ・ 法務省への事前協議
 - ・ 他省庁への法令協議
 - ・ 省内のダブルチェック
 - ※ チェックシートを用いて実施
 - 1回目：職業安定局以外の部局の法令担当者
 - 2回目：官房総務課の法令担当者

- 最終的に3月11日に法律案を閣議決定。

- 上記のとおり、法律案の閣議決定までに他の法律案と同様の手続きは踏んでいるが、労働者派遣法の本則を法律案の附則に転記する際に生じた単純ミスが最後まで修正されなかったところである。

- 今回の条文の誤りが生じた箇所は、経過措置に係る附則部分であるが、当該部分は法律案新旧対照条文に載らないため、新旧対照条文を用いたチェックがかからないことや、今回のようなミスはないのではないかとの思い込み等から、上記の複層的なチェックの際に、

他の部分に比してチェックのかかり方が不十分になったことが考えられる。

3. 再発防止策（案）

○ 以上を踏まえ、法律改正の際の①チェック体制の強化及び②スケジュールのより一層の適切な管理を行う。

①チェック体制の強化

- ・ チェック担当者の作業環境（時間・場所）の整備
- ・ チェック担当者に対する法律案の内容及びチェックの際の注意点の丁寧な説明による意識啓発
- ・ 法令業務経験を十分積んだチェック担当者による附則の入念的なチェックの実施
- ・ 読み合わせの徹底

②スケジュールのより一層の適切な管理

- ・ 法律案の法令審査を、より計画的に行うことができるよう、立案作業のスケジュールの管理をより一層徹底する。